

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	知的障害者障害福祉サービス関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美郷町は、知的障害者障害福祉サービスに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

美郷町長

## 公表日

令和6年12月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	知的障害者障害福祉サービス関係事務
②事務の概要	当該事務は、知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービスに関する事務である。 番号法においては、当該事務のうち、障害者への障害福祉サービスの提供に伴う申請又は異動等の届出、障害者支援施設等へ入所等の措置又は費用の徴収に関する事務で個人番号を用いることとなる。
③システムの名称	障害福祉システム、中間サーバー、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表51の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし (知的障害者障害福祉サービス関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表75の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健課
②所属長の役職名	福祉保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美郷町総務課 情報公開・個人情報保護担当 019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10 問い合わせ先電話番号 0187-84-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美郷町総務課 情報公開・個人情報保護担当 019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10 問い合わせ先電話番号 0187-84-1111
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月25日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月25日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っており、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守していることから「十分である」と考えられる。	

## 9. 監査

実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査	[      ] 外部監査
-------	------------	------------	---------------

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[      ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 ]
------------------	--

当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	---------------------	---

判断の根拠	システムの使用権限について、担当業務以外の業務へのアクセス権限を与えていない。 また、パソコン起動時、システムへのアクセス時共にID,PWの入力、顔認証、指紋認証等が必要となっており、アクセス権限権限の所有者は、ID,PWを適切に管理するとともに、離籍時のログアウトを徹底していることから「十分である」と考えられる。
-------	---

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	評価実施機関における担当部署	福祉保健課長 村山 太郎	福祉保健課長 高橋 久也	事後	
平成28年4月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携①	未定	実施する	事後	
平成28年4月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②		番号法別表第二(53の項)	事後	
平成28年8月22日	個人番号の利用	番号法別表第一(34の項)	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の34の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第25条</p>	事後	
平成28年8月22日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	番号法別表第一(53の項)	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  【情報提供の根拠】 なし (知的障害者障害福祉サービス関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に 「知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(53の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第27条</p>	事後	
平成30年4月27日	評価実施機関における担当部署	福祉保健課長 高橋 久也	福祉保健課長 斎藤 敦子	事後	
令和1年12月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成26年11月28日 時点	令和1年12月6日 時点	事後	
令和1年12月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年11月28日 時点	令和1年12月6日 時点	事後	
令和3年9月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和6年12月25日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の34の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第25条</p>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表51の項	事後	
令和6年12月25日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  【情報提供の根拠】 なし (知的障害者障害福祉サービス関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に 「知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(53の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第27条</p>	<p>【情報提供の根拠】 なし (知的障害者障害福祉サービス関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表75の項</p>	事後	
令和6年12月25日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月6日 時点	令和6年12月25日 時点	事後	
令和6年12月25日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月6日 時点	令和6年12月25日 時点	事後	
令和6年12月25日	IV 8. 人手を介在させる作業	項目なし	内容を記載	事後	
令和6年12月25日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	内容を記載	事後	